

警察庁丁備企発第111号
警察庁丁備一発第395号
警察庁丁備二発第101号
防 防 運 第 8 5 1 2 号
令 和 元 年 1 0 月 1 1 日

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の連携に関する
取決め

「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協
定」（令和元年6月13日付け警察庁甲備発第10号ほか。以下「協定」という。）第
4条第2項に関し、次のとおり取り決める。

警 察 庁 警 備 局 警 備 企 画 課 長 森 元 良 幸

警 察 庁 警 備 局 警 備 運 用 部 警 備 第 一 課 長 千 代 延 晃 平

警 察 庁 警 備 局 警 備 運 用 部 警 備 第 二 課 長 土 屋 暁 胤

防 衛 省 防 衛 政 策 局 運 用 政 策 課 長 米 山 栄 一

防 衛 省 整 備 計 画 局 情 報 通 信 課 長 加 藤 勝 俊

防 衛 省 統 合 幕 僚 監 部 首 席 参 事 官 池 松 英 浩

(目的)

第1条 この取決めは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第11条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、対象防衛関係施設（自衛隊の施設であるものに限る。第3条において同じ。）に係る対象施設周辺地域の上空を飛行している小型無人機等に対して、警察官が当該小型無人機等の飛行に用いられる電波を妨害する措置（以下「電波妨害措置」という。）を実施する際の施設警護自衛官との連携の要領を定めるものとする。

(定義)

第2条 本取決めにおいて使用する用語は、法及び協定において使用する用語の例による。

(事前通報)

第3条 警察官は、施設警護自衛官に対して協定第3条の規定に基づく通報を行うとき又は施設警護自衛官から当該規定に基づく通報を受けたときは、対象防衛関係施設が所在する方向への電波妨害措置を実施する可能性がある旨を通報するものとする。

2 前項に基づく通報を受けた施設警護自衛官は、対象防衛関係施設が所在する方向への電波妨害措置により、自衛隊の活動に重大な支障が生じるおそれがあると認める場合には、当該対象防衛関係施設の管理者（以下単に「管理者」という。）の指示の下、当該支障を生じさせ得る電波の周波数帯と共にその旨を当該警察官に通報するものとする。

3 本条に規定する通報は、協定第7条の規定により定めるところにより行うものとする。

(個別調整)

第4条 警察官による対象防衛関係施設が所在する方向への電波妨害措置により自衛隊の活動に重大な支障が生じるおそれがあることが事前に想定される場合には、管理者は、当該支障を生じさせ得る電波の周波数帯及び強度並びに対象防衛関係施設内の該当場所の連絡を含め、当該対象防衛関係施設が所在する地域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の小型無人機等への対処に関する事務を担当する課の長とあらかじめ調整を行うものとする。

(見直し)

第5条 この取決めに定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この取決めは、令和元年10月11日から実施する。

附 則（令和２年７月14日警察庁丁備企発第133号、警察庁丁備一発第115号、
防防運第11686号）

この取決めは、令和２年７月14日から実施する。

警察庁丁備企発第111号
警察庁丁備一発第395号
警察庁丁備二発第101号
防 防 運 第 8 5 1 2 号
令 和 元 年 1 0 月 1 1 日

対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の連携に関する
取決め

「対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域での安全確保措置の実施に関する協
定」（令和元年6月13日付け警察庁甲備発第10号ほか。以下「協定」という。）第
4条第2項に関し、次のとおり取り決める。

警 察 庁 警 備 局 警 備 企 画 課 長 森 元 良 幸

警 察 庁 警 備 局 警 備 運 用 部 警 備 第 一 課 長 千 代 延 晃 平

警 察 庁 警 備 局 警 備 運 用 部 警 備 第 二 課 長 土 屋 暁 胤

防 衛 省 防 衛 政 策 局 運 用 政 策 課 長 米 山 栄 一

防 衛 省 整 備 計 画 局 情 報 通 信 課 長 加 藤 勝 俊

防 衛 省 統 合 幕 僚 監 部 首 席 参 事 官 池 松 英 浩

(目的)

第1条 この取決めは、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「法」という。）第10条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、対象防衛関係施設（自衛隊の施設であるものに限る。第3条において同じ。）に係る対象施設周辺地域の上空を飛行している小型無人機等に対して、警察官が当該小型無人機等の飛行に用いられる電波を妨害する措置（以下「電波妨害措置」という。）を実施する際の施設警護自衛官との連携の要領を定めるものとする。

(定義)

第2条 本取決めにおいて使用する用語は、法及び協定において使用する用語の例による。

(事前通報)

第3条 警察官は、施設警護自衛官に対して協定第3条の規定に基づく通報を行うとき又は施設警護自衛官から当該規定に基づく通報を受けたときは、対象防衛関係施設が所在する方向への電波妨害措置を実施する可能性がある旨を通報するものとする。

2 前項に基づく通報を受けた施設警護自衛官は、対象防衛関係施設が所在する方向への電波妨害措置により、自衛隊の活動に重大な支障が生じるおそれがあると認める場合には、当該対象防衛関係施設の管理者（以下単に「管理者」という。）の指示の下、当該支障を生じさせ得る電波の周波数帯と共にその旨を当該警察官に通報するものとする。

3 本条に規定する通報は、協定第7条の規定により定めるところにより行うものとする。

(個別調整)

第4条 警察官による対象防衛関係施設が所在する方向への電波妨害措置により自衛隊の活動に重大な支障が生じるおそれがあることが事前に想定される場合には、管理者は、当該支障を生じさせ得る電波の周波数帯及び強度並びに対象防衛関係施設内の該当場所の連絡を含め、当該対象防衛関係施設が所在する地域を管轄する警視庁又は道府県警察本部の小型無人機等への対処に関する事務を担当する課の長とあらかじめ調整を行うものとする。

(見直し)

第5条 この取決めに定める事項については、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則

この取決めは、令和元年10月11日から実施する。